

認可外保育施設・ベビーシッターを利用する吹田市民の方へ

幼児教育・保育の無償化の対象となる 施設には基準があります！



幼児教育・保育の無償化ってなに？



令和元年（2019年）10月から実施されている幼児教育・保育の無償化により、主に3歳から5歳までの保育の必要性のある子供に対し、認可外保育施設・ベビーシッターの利用料について無償化の給付金（施設等利用費）を支給しています。

施設等利用費を受けるためには、保護者が居住する市町村から事前に認定を受ける必要があります。認定手続きについては、吹田市または施設で配布している「子育てのための施設等利用給付制度の御案内」をご覧ください。



無償化の給付金（施設等利用費）の対象となる施設の基準とは？

児童福祉法による届出をしており、かつ内閣府令に定める基準を満たしていることについて施設の所在地の市町村で確認を受けた認可外保育施設が、施設等利用費の対象です。

ただし、令和6年（2024年）9月までは吹田市に居住している方が、吹田市内または吹田市外の施設を利用する場合、施設等利用費が支給されるのは吹田市の条例で定める基準を満たす施設に限られます。基準を満たしていない認可外保育施設は、施設等利用費の支給対象外です。

詳しい基準は裏面をご覧ください。



吹田市での認可外保育施設の基準は？

吹田市での基準は、施設の類型と届出の時期によって異なります。詳しくは下の表をご覧ください。

類型	令和元年（2019年）9月までに届出があった施設	令和元年（2019年）10月以降に届出があった施設
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	保育従事者の1／3以上が保育士又は看護師である施設	内閣府令で定める基準と同様の基準 ・保育従事者の数・資格 ・保育室等の構造 ・非常災害に対する措置 ・保育の内容等 ・給食 ・健康管理及び安全管理
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設	(基準の設定なし)	
ベビーシッター		



うちの子供が利用する施設は無償化の対象ですか？

無償化の対象となる施設の一覧表は、吹田市公式サイトに公表しています。また、吹田市外の認可外保育施設もついても、吹田市で調査した結果を公表しています。



令和6年10月以降はどうなるの？

令和6年10月以降はすべての施設について、内閣府令に定める基準を満たす施設のみが施設等利用費の支給対象となります。

吹田市では、原則として年1回、認可外保育施設への立入調査を実施しており、基準を満たす施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

利用される施設が、証明書の交付を受けているか、吹田市公式サイトなどで必ず事前にご確認ください。



特定子ども・子育て支援施設等一覧



認可外保育施設の立入調査

【お問い合わせ先】

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40

吹田市児童部保育幼稚園室 経理グループ 利用費担当

電話：06-6384-1592